

# 右京区 嵐山まちづくり協議会

## ～意見交換の概要～

### 1 意見交換の対象となる範囲（協議区域）

協議区域は、嵯峨天龍寺立石町、嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨天龍寺芒ノ馬場町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺造路町、嵯峨亀ノ尾町、嵯峨中ノ島町、嵯峨小倉山のうち、右図に示す区域。

※ 詳細は、嵐山景観づくり計画書を御覧ください。



### 2 意見交換の対象となる行為

(1) 建築物や工作物の新築、新設、増改築、移転、除却

(2) 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色の変更

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採、土石の類の採取、物件の堆積

※ 物件の堆積とは、建築資材や土砂等を積み上げる行為をいいます。

(5) 屋外広告物や特定屋内広告物の新設、変更

(6) その他景観に影響を与える行為

※ ただし、令和2年10月1日以前から協議区域内に存する宗教法人法第2条に規定する宗教団体（天龍寺や臨川寺など）が行う、以下のいずれかの行為は除きます。

ア 宗教法人法第3条に規定する境内建物にかかる(1)～(6)の行為

イ 宗教法人法第3条に規定する境内地にかかる(3)～(6)の行為

※ 小規模の改変など意見交換が不要場合があります。嵐山まちづくり協議会に御相談ください。

### 3 意見交換の方法

#### (1) 嵐山まちづくり協議会へ連絡

構想段階で、建築主や事業者等から嵐山まちづくり協議会へ連絡をしてください。

※ 協議会の連絡先は、嵐山景観づくり計画書を御覧ください。

★ 協議会の指定する申請書類を、協議会に提出することをお願いしています。

★ 協議会から申請書類や意見交換会の日時・場所、まちづくりの方針などをお伝えします。

※ 嵐山景観づくり計画書や申請書類は、嵐山まちづくり協議会のホームページ

( <https://arashiyama.org/> ) からダウンロードできます。

意見交換会には、可能な限り、建築主自らが参加してください。

#### (2) 意見交換会の開催

★ 建築主や事業主等から計画について御説明していただきます。

★ 計画内容が嵐山の景観にふさわしいものとなるよう意見交換を行います。

★ 意見交換の内容を踏まえ、計画の再検討をお願いします。

※ 意見交換は、複数回開催することがあります。余裕を持ったスケジュールを立ててください。

#### (3) 意見聴取報告書の提出

風致地区や屋外広告物の許可等の景観申請の際、協議会との意見交換の状況を記した意見聴取報告書を協議会並びに京都市（景観政策課、風致保全課、広告景観づくり推進課）に提出してください。

※ 意見聴取報告書の参考様式は、京都市景観政策課のホームページからダウンロードできます。

## 4 嵐山景観づくり計画書の概要

### (1) 嵐山の景観特性

大堰川がつくる渓谷の景観美、豊かな水系と渡月橋が織りなす景観美、嵐山の急斜面がつくり出す箱庭的景観美、「川（水）」「橋（渡月橋）」「山（樹々）」の美しい調和が嵐山の景観特性の基本です。

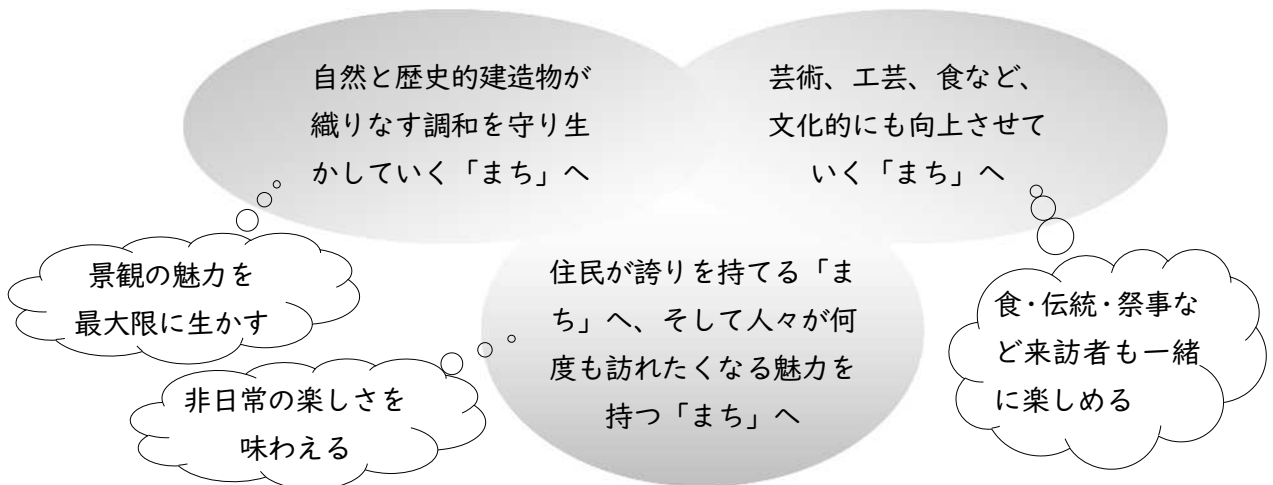
それらに周辺の地域を加えてみれば、社寺が建ち並ぶ歴史と品格がもたらす美、平安・鎌倉時代より別荘の地としての豊かなたたずまいがもたらす美、山間を抜ける古くからの街道とその伝統的建造物群の美、という特徴を併せ持つ他に類を見ない風光明媚な景勝地となっています。

一步奥に入ると田畑や竹林があり、のどかな京都の郊外を体感できます。大堰川ではボートなどの水遊びも楽しみ、品位は保ちながらも決して気取らない、そんな心癒される環境も嵐山の魅力です。

### (2) 嵐山の将来像

どのような「まち」をめざすのか

「大堰川が作る豊かな水辺」や「四季折々に美しい表情を見せる嵐山の自然」と渡月橋や天龍寺などの歴史的建造物との美しい調和をすべての基本とします。



エリアごとの特徴ある雰囲気をついにします



ぜひ、嵐山景観づくり計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

嵐山景観づくり計画書は、景観政策課の窓口や以下のホームページで御覧いただけます。

⇒嵐山まちづくり協議会のホームページ：<https://www.arashiyama.org/>

⇒嵐山まちづくり協議会について(京都市HP)：<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000270264.html>

問合せ先：都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075-222-3397